

訂 正 表

平成 23 年 11 月 2 日

資源エネルギー庁

電力基盤整備課

11月1日に公表しました「今冬の電力需給対策について」における資料の内容に誤りがございましたので訂正させていただきます。関係者の皆様にはご迷惑をおかけしてしまい、誠に申し訳ございません。

【訂正内容①】

「今冬の電力需給対策について」

別紙2 使用最大電力(kW)の抑制について

訂正箇所:

①ピーク期間・時間帯(※1)において、それぞれの事業所等の前年同月(※2)の使用最大電力(kW)の値等を目安とした基準からの節電をお願いします。(以下の、関西電力管内における事業所A(1月)の例の場合、前年1月の使用最大電力5,000kWに対し、今冬10%以上の節電により、~~12月19日-3月23日(年末年始は12/29-1/4を除く)~~の今冬1月における平日(1/3, 1/4を除く)9:00-21:00の時間帯は、使用最大電力(kW)が、4,500kWを超えないよう節電へのご協力をお願いします。)

※(参考資料1)及び(参考資料3)における「使用最大電力(kW)の抑制について」に関する説明の箇所につきましても、同様の修正をさせていただきます。

【訂正内容②】

「今冬の電力需給対策について」

(参考資料1)冬期の節電メニュー(事業者の皆様)

P. 7 ビルオーナー・テナントの皆様へのお願い

訂正箇所:

■ビルオーナーの皆様へのお願い

<照明>

①労働安全衛生法上の照度基準の下限値(~~350~~300ルクス)を基本にビル全体で調整していただくようお願い致します。(例:750ルクス→400ルクス)

【訂正内容③】

「今冬の電力需給対策について」

(参考資料1)冬期の節電メニュー(事業者の皆様)

P. 17

訂正箇所:

飲食店

※飲食店は営業種別ごとに電力使用の形態が大きく異なるため、各設備ごとの節電率を記載しています。

※ご注意

・記載している節電効果は、設備毎の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安ですそのため、設備内容や利用状況等によって効果は異なる場合があります。

・空調については電気式空調を想定しています。

・一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。

・節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意ください。

(本件に関する問い合わせ先)

経済産業省資源エネルギー庁電力基盤整備課

担当者: 赤松、植木

電話: 03-3501-1746(直通)